

No.172(2023/3)

プログラムの著作物性の判断

－ 東京地裁令和4年8月30日判決ほか近時の裁判例を題材として－

弁護士 伊藤雅浩

目次

1	はじめに.....	1
2	東京地判令4.8.30の検討.....	1
	(1) 事案の概要.....	1
	(2) 裁判所の判断.....	2
3	その他の近時のプログラムの著作物性が問題となった事例.....	3
	(1) 【肯定】大阪地判令3.1.21.....	3
	(2) 【否定】東京地判令2.3.4.....	3
	(3) 【否定】大阪地判令元.5.21.....	4
	(4) 【否定】知財高判平29.3.14.....	4
	(5) 【肯定】知財高判平28.4.27.....	4
	(6) 【否定】知財高判平26.3.12.....	5
4	検討.....	5
	(1) 著作物性（創作性）判断の手法.....	5
	(2) 量的な基準を用いることの合理性.....	6
	(3) 著作物性の主張・立証対象の「選択」.....	6
5	おわりに.....	7

1 はじめに

コンピュータ・プログラム（以下「プログラム」という。）は、著作物として保護されうることは著作権法にて著作物として列挙されることによって明示されているものの（10条1項9号）、同法の目的が「文化の発展に寄与すること」としていることなどに照らしても（1条）、10条1項に列挙されている他の類型（音楽、映画等）とはやや異質な感じがあることは否めない。

プログラムは、効率的に、正確にコンピュータを動作させるための手段として作成されるのであって、人間の視覚、聴覚などに直接訴えかけるものではない¹。そのため、前述のプログラムが著作物として例示する改正が行われた1985年当時からプログラムを著作権法のもとで保護を与えることについての異論があった²。プログラムの場合、機能が重要であって、機能と表現との結びつきが強いという特殊性があることから、その創作性や保護の範囲についても、通常の言語の著作物とは異なった考慮が必要となるべきだとの考え方が根強い³。

もっとも、現実の法適用の場面において、プログラムについては他の種類の著作物とは異なって、独自の創作性のハードルを設定しているとか、保護の範囲を狭く解しているかどうかは明確ではない。プログラムの場合は、自然言語と異なり、規則、文法が厳格であって選択の幅が狭くなりがちなので、表現においてはもともと創作性を発揮にくいものであるから、結果として創作性のハードルが高く見えるだけかもしれない。

プログラムの著作物性に関する最近の研究としては、田村善之現東大教授による「裁判例にみるプログラムの著作物の保護範囲の確定手法（その1）」（知財管理 Vol.65 No.10 1305 頁）及び「同（その2）」（知財管理 Vol.65 No.11 1475 頁）がある（以下「田村論文」という。）。田村論文では、精緻に裁判例を分析し、質的な基準、量的な基準という一見すると異なる二つの基準が存在しているかのように見えつつも、その両者は矛盾なく整合的に両立しうるものであると整理している。

本稿では、前記田村論文の公表後に出された裁判例で、プログラムの著作物性（創作性）が争点となったものを取り上げ、プログラムの著作物性の判断方法の「その後」について検討することを目的とする。

2 東京地判令 4.8.30 の検討

(1) 事案の概要

全9ページ。サンプルにつき、以下省略

¹ 2018年の著作権法改正で導入された新たな権利制限規定（30条の4）は、いわゆる非享受利用について著作権が及ばないとしているが、プログラムに関しては「享受」の該当性を「プログラムを実行等することを通じて、その機能に関する効用を得ることに向けられた行為であるか」という観点から判断するとし（文化庁『デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定に関する基本的な考え方』（2019）39頁）、他の著作物とは異なる個別の基準を示している。

² 中山信弘『ソフトウェアの法的保護（新版）』（1988）9頁以下に立法の経緯がまとめられている。

³ 中山信弘『著作権法〔第3版〕』（2020）139頁。